

子ども・子育て支援法要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とするものとする。 (第一条関係)

二 基本理念

1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないものとする。 (第二条第一項

関係)

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならないものとする。〔

第二条第二項関係〕

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならないものとする。〔第二条第三項関係〕

三 市町村等の責務

1 市町村は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有するものとする。

(一) 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。〔

第三条第一項第一号関係〕

(二) 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援

事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。〔第三条第一項第二号関係〕

(三) 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。(第三条第一項第三号関係)

2 都道府県は、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならないものとする。 (第三条第二項関係)

3 国は、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならないものとする。 (第三条第三項関係)

四 事業主の責務

事業主は、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならないものとする。 (第四条関係)

五 国民の責務

国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならないものとする。 (第五条関係)

六 定義

1 子ども及び小学校就学前子ども

「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいうものとする。 (第

六条第一項関係)

2 子ども・子育て支援

「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいうものとする。 (第七条第一項関係)

3 教育及び保育

「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培う

ものとして教育基本法に規定する法律に定める学校において行われる教育をいい、「保育」とは、児童福祉法に規定する保育をいうものとする。こと。（第七条第二項及び第三項関係）

4 教育・保育施設

「教育・保育施設」とは、認定こども園、幼稚園及び保育所をいうものとする。こと。（第七条第四項関係）

5 地域型保育及び地域型保育事業

「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいうものとする。こと。（第七条第五項関係）

第二 子ども・子育て支援給付

一 子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付及び子どものための教育・保育給付とするものとする。こと。（第八条関係）

二 子どものための現金給付

子どものための現金給付は、児童手当の支給とし、この法律に別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによるものとする。 (第九条及び第十条関係)

三 子どものための教育・保育給付

1 子どものための教育・保育給付

子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とするものとする。 (第十一条関係)

2 支給認定等

(一) 支給要件

子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもに保護者に対し、その小学校就学前子どもの特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育の利
用について行うものとする。 (第十九条第一項関係)

イ 満三歳以上の小学校就学前子ども (ロに掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)

ロ 満三歳以上の小学校就学前子どもであつて、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める

事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

ハ 満三歳未満の小学校就学前子どもであつて、ロの内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(二) 市町村の認定等

イ (一)のイからハまでに掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、市町村に対し、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、認定を受けなければならないものとする。 (第二十条第一項関係)

ロ イの認定は、原則として当該保護者の居住地の市町村が行うものとする。 (第二十条第二項関係)

ハ 市町村は、イの申請があつた場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが(一)のロ又はハに該当すると認めるときは、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量(施設型給付費等を支給する保育の量をいう。)の認定を行うものとする。 (第二十条第三項関係)

ニ イ及びハの認定（以下「支給認定」という。）は、有効期間内に限り、その効力を有するものとする。 （第二十一条関係）

ホ 支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）は、市町村に対し、その労働又は疾病の状況等を届け出、かつ、書類その他の物件を提出しなければならないものとする。

（第二十二条関係）

3 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給

（一）施設型給付費の支給

イ 市町村は、支給認定に係る小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」という。）が、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（２の（一）のイに掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育又は幼稚園において受ける教育に限り、２の（一）のロに掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、２の（一）のハに掲げ

る小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、施設型給付費を支給するものとする。こと。（第二十七条第一項関係）

ロ 施設型給付費の額は、特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況等を勘案して市町村が定める額を控除して得た額とするものとする。こと。（第二十七条第三項関係）

ハ 支給認定子どもが特定教育・保育施設から特定教育・保育を受けたときは、市町村は、支給認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき費用について、施設型給付費として支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことができるものとする。こと。（第二十七条第五項関係）

(二) 特例施設型給付費の支給

市町村は、2の(一)のイに掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設（保育所に限る。）から特別利用保育（当該支給認定子どもに対して提供される教育に係る

標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育をいう。)を受けたとき、2の(一)の口に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設(幼稚園に限る。)から特別利用教育(教育のうち2の(一)の口に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。)を受けたときその他必要があると認めるときは、特例施設型給付費を支給することができるものとする。 (第二十八条第一項関係)

(三) 地域型保育給付費の支給

イ 市町村は、支給認定子ども(2の(一)のハに掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳未満保育認定子ども」という。)が、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者(以下「特定地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保育」という。)を受けたときは、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、地域型保育給付費を支給するものとする。 (第二十九条第一項関係)

ロ 地域型保育給付費の額は、当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況等を勘案して市町村が定める額を控除して得た額とするものとする。 (第二十九条第三項関係)

ハ 満三歳未満保育認定子どもが特定地域型保育事業者から特定地域型保育を受けたときは、市町村は、支給認定保護者が当該特定地域型保育事業者に支払うべき費用について、地域型保育給付費として支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者に支払うことができるものとする。 (第二十九条第五項関係)

(四) 特例地域型保育給付費の支給

市町村は、特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島等に居住地を有する支給認定保護者に係る支給認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいう。）を受けたときその他必要があると認めるときは、特例地域型保育給付費を支給することができるものとする。 (第三十条第一項関係)

一 特定教育・保育施設

1 教育・保育施設の確認

- (一) 教育・保育施設の確認は、教育・保育施設の設置者の申請により、教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行うものとする。 (第三十条第一項関係)

- (二) 市町村長は、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七の二に掲げる合議制の機関等の意見を聴かなければならないものとする。 (第三十一条第二項関係)
- (三) 市町村長は、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならないものとする。 (第三十一条第三項関係)

2 特定教育・保育施設の設置者の責務

- (一) 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないものとする。 (第三十三条第一項関係)
- (二) 特定教育・保育施設の設置者は、関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な教育・保育を小学

校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならぬこと等の責務を有するものとする。 (第三十三条第四項から第六項まで関係)

3 特定教育・保育施設の基準

特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育施設の認可基準を遵守しなければならないものとする。 (第三十四条第一項関係)

4 勧告、命令等

市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、特定教育・保育施設の運営について市町村の条例で定める基準に従って適正な特定教育・保育施設の運営をしていないと認めるとき等は、勧告、公表、命令等を行うことができるものとともに、確認を取り消し、又は確認の効力を停止することができるものとする。 (第三十九条及び第四十条第一項関係)

5 市町村によるあっせん及び要請

(一) 市町村は、必要と認められる場合には、特定教育・保育施設の利用についてのおっせん等を行うとともに、必要に応じて、特定教育・保育施設の設置者に対し、支給認定子どもの利用の要請を行

うものとする。 (第四十二条第一項関係)

(二) 特定教育・保育施設の設置者は、当該あっせん及び要請に対し、協力しなければならないものとする。 (第四十二条第二項関係)

二 特定地域型保育事業者

1 特定地域型保育事業者の確認

地域型保育事業者の確認は、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、利用定員を定めて、市町村長が行い、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有するものとする。 (第四十三条第一項及び第二項関係)

2 特定地域型保育事業者の責務

(一) 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないものとする。 (第四十五条第一項関係)

(二) 特定地域型保育事業者は、関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な地域型保育を小学校就学前子どもに置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならないこと等の責務を有するものとする。 (第四十五条第四項から第六項まで関係)

3 特定地域型保育事業の基準

特定地域型保育事業者は、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならないものとする。

(第四十六条第一項関係)

4 勧告、命令等

市町村長は、特定地域型保育事業者が、当該特定地域型保育事業所の運営について市町村の条例で定める基準に従って適正な特定地域型保育事業の運営をしていないと認めるとき等は、勧告、公表、命令等を行うことができるものとするとともに、確認を取り消し、又は確認の効力を停止することができるものとする。 (第五十一条及び第五十二条第一項関係)

5 市町村によるあっせん及び要請

(一) 市町村は、必要と認められる場合には、特定地域型保育事業の利用についてのあっせん等を行う

とともに、必要に応じて、特定地域型保育事業者に対し、満三歳未満保育認定子どもの利用の要請を行うものとする。 (第五十四条第一項関係)

(二) 特定地域型保育事業者は、当該あっせん及び要請に対し、協力しなければならないものとする。 (第五十四条第二項関係)

三 業務管理体制の整備等

特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者 (以下「特定教育・保育提供者」という。

) は、業務管理体制を整備し、業務管理体制の整備に関する事項を市町村長等に届け出なければならないものとする。 (第五十五条第一項及び第二項関係)

四 教育・保育に関する情報の報告及び公表

特定教育・保育提供者は、その提供する教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であつて、小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要な情報を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならないものとする。 (第五十八条第

一項関係)

第四 地域子ども・子育て支援事業

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う事業、時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより必要な保育を確保する事業、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当する支給認定保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び妊婦に対して健康診査を実施する事業を行うものとする。 (第五十九条関係)

第五 子ども・子育て支援事業計画

一 基本指針

内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て

支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定め、基本指針においては、子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項等について定めるものとする。 （第六十条第一項及び第二項関係）

二 市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

市町村及び都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。 （第六十一条第一項及び第六十二条第一項関係）

第六 費用等

一 都道府県の負担及び補助

1 都道府県は、市町村が支弁する都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費並びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要す

る費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額（以下「施設型給付費等負担対象額」という。）の四分の一を負担するものとする。 （第六十七条第一項関係）

2 都道府県は、市町村に対し、市町村が支弁する地域子ども・子育て支援事業に要する費用に充てるため、当該都道府県の予算の範囲内で、交付金を交付することができるものとする。 （第六十七条第二項関係）

二 市町村に対する交付金の交付等

1 国は、市町村が支弁する都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費並びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要する費用のうち、施設型給付費等負担対象額の二分の一を負担するものとする。 （第六十八条第一項関係）

2 国は、市町村に対し、市町村が支弁する地域子ども・子育て支援事業に要する費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができるものとする。 （第六十八条第二項関係）

三 抛出金の徴収及び納付義務等

1 政府は、児童手当の支給に要する費用及び地域子ども・子育て支援事業（時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより必要な保育を確保する事業、放課後児童健全育成事業及び病児保育事業に限る。）に要する費用に充てるため、一般事業主から、抛出金を徴収するものとし、一般事業主は抛出金を納付する義務を負うものとする。 （第六十九条関係）

2 抛出金率は、千分の一・五以内において政令で定めるものとする。 （第七十条第二項関係）

第七 子ども・子育て会議等

一 内閣府に、子ども・子育て会議を置くものとする。 （第七十二条関係）

二 市町村は、条例で定めるところにより、特定教育・保育施設の利用定員の設定について意見を聴く等のため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。 （第七十七条第一項関係）

三 都道府県は、条例で定めるところにより、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し意見を聴く等のため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。 （第七十七条第四項関係）

）

第八 その他

その他所要の規定を整備すること。

第九 施行期日

この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行するものとする。ただし、次に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行すること。（附則第一条関係）

一 第七及び第十一 平成二十五年四月一日

二 第十四 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日

第十 検討

一 政府は、出産及び育児休業に係る給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 （附則第二条第一

項関係)

二 政府は、平成二十七年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第二条第二項関係)

三 政府は、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するため
の施策の在り方並びに保育士資格を有する者であつて現に保育に関する業務に従事していない者の就業
の促進その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認
めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第二条第三項関係)

四 政府は、公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方
について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする
こと。 (附則第二条第四項関係)

五 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源
の確保に努めるものとする。 (附則第三条関係)

第十一 保育の需要及び供給の状況の把握

国及び地方公共団体は、施行日の前日までの間、子ども・子育て支援の推進を図るための基礎資料として、保育の需要及び供給の状況の把握に努めなければならないものとする。 (附則第四条関係)

第十二 保育所に係る委託費の支払等

市町村は、児童福祉法第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、支給認定子ども (第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。) が、特定教育・保育施設 (都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。) から保育を受けた場合は、当該保育に要した費用について、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額 (以下「保育費用」という。) を、当該保育所に委託費として支払うものとともに、当該市町村の長は、保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響等を考慮して定める額を徴収するものとする。 (附則第六条関係)

第十三 経過措置に関する事項

- 一 特定教育・保育施設等に関する経過措置を定めること。 (附則第七条及び第八条関係)
- 二 第二の三の二の(一)のイに掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る子どものための

教育・保育給付の額及び費用の負担等に関する経過措置を定めること。（附則第九条関係）

第十四 保育緊急確保事業

一 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）による改正前の児童福祉法に規定する特定市町村（以下「特定市町村」という。）は、施行日の前日までの間、小学校就学前子どもの保育その他の子ども・子育て支援に関する事業（以下「保育緊急確保事業」という。）のうち必要と認めるものを同法に規定する市町村保育計画に定め、当該市町村保育計画に従って当該保育緊急確保事業を行うものとする。 （附則第十条第一項関係）

二 特定市町村以外の市町村（以下「事業実施市町村」という。）は、施行日の前日までの間、保育緊急確保事業を行うことができるものとする。 （附則第十条第二項関係）

三 国は、保育緊急確保事業を行う特定市町村又は事業実施市町村に対し、予算の範囲内で、当該保育緊急確保事業に要する費用の一部を補助することができるものとする。 （附則第十条第四項関係）